

双葉町産業交流センター
指定管理者の指定に係る公募型プロポーザル
実施要項

令和7年9月22日

双葉町

1	施設の概要.....	1
(1)	施設の設置目的と運営方針.....	1
(2)	施設の規模等.....	1
2	指定管理に係る基本事項.....	2
(1)	指定の期間.....	2
(2)	指定管理者の公募及び指定に係るスケジュール.....	2
(3)	管理の基準、業務の範囲等.....	2
3	事業計画及び収支計画.....	3
(1)	会計年度.....	3
(2)	収入.....	3
(3)	支出.....	4
(4)	その他.....	5
4	応募・申請の手続き.....	5
(1)	応募の資格.....	5
(2)	グループでの申請.....	6
(3)	要項等の配布.....	7
(4)	図面の確認.....	7
(5)	質問受付及び回答.....	7
(6)	参加表明書類の提出.....	8
(7)	事業提案書類の提出.....	9
(8)	申請書類の内容.....	9
5	選定方法.....	11
(1)	選定の方法.....	11
(2)	選定の基準.....	11
(3)	選定結果の通知から指定管理者の指定まで.....	11
6	申請にあたっての留意事項.....	12
(1)	費用の負担.....	12
(2)	内容変更.....	12
(3)	提出書類の取扱い.....	12
(4)	選定対象除外.....	12
(5)	申請の取下げ.....	13
(6)	町が提供した資料の取扱い.....	13
7	その他.....	13

(1) 協定の締結.....	13
(2) モニタリングの実施.....	14
(3) 指定の取消し等.....	14
8 添付書類・問い合わせ先	14
(1) 添付書類	14
(2) 問い合わせ先	15

双葉町（以下「町」という。）は、双葉町産業交流センター（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に基づき、指定管理者を指定し管理を行うため、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募型プロポーザル方式により募集する。

本要項は、双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年双葉町条例第１号）に基づき、本公募に係る応募の方法等について定めたものである。

なお、本公募及び本計画の実施は、令和８年度以降の予算に係る双葉町議会での可決・成立を前提としていることにつき、あらかじめご留意すること。

1 施設の概要

（１）施設の設置目的と運営方針

双葉町産業交流センターは、『双葉町復興まちづくり計画（第二次）』（平成２８年１２月）に基づき、整備された中野地区復興産業拠点内に立地し、就業者サポート、「復興祈念公園」や「東日本大震災・原子力災害伝承館」等の来訪者サポート及び町民サポート並びに防災拠点機能の確保を目的として、整備された施設である。

管理にあたっては、施設の目的及び利用者ニーズを踏まえ、効率的な施設運営や効事業展開をすることを基本方針とし、管理費の削減に努めることとする。

ア ニーズをつなぐ「総合的なサポート拠点」

本施設の周囲には、産業団地が広がるとともに、県営の「復興祈念公園」や「東日本大震災・原子力災害伝承館」が整備されており、様々な人が利用する施設である。交流人口の拡大に向け、就労者、来訪者、町民のニーズをつなぎ、広く受け止める「総合サポート拠点」とする。

イ 地域をつなぐ「地域の交流拠点」

本施設は、町内や周辺企業の就業者、町民、「復興祈念公園」や「東日本大震災・原子力災害伝承館」の来訪者等の様々な人の利用が見込まれるため、「地域の交流拠点」として位置付ける。

ウ 時代をつなぐ「復興シンボル施設」

復興まちづくりは段階的に進むことから、町民の帰還と復興の進捗状況により柔軟に対応し、日常生活の支援や地域コミュニティの構築にも寄与する継続的な「復興シンボル施設」として位置付ける。

（２）施設の規模等

双葉町産業交流センター一定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び別添資料

1～8のとおり。

2 指定管理に係る基本事項

(1) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

※指定期間内であっても地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(2) 指定管理者の公募及び指定に係るスケジュール

指定管理者の公募及び指定に係るスケジュールは、次のとおりとする。面接審査以降の具体的なスケジュールは、個別に通知する。

項目	時期
要項等の公開・配布	令和7年9月22日（月）～10月31日（金）
図面の確認	令和7年9月22日（月）～10月10日（金）
公募に関する質問受付	令和7年9月22日（月）～9月30日（火）
公募に関する質問回答	令和7年10月3日（金）まで
参加表明書類の受付	令和7年10月10日（金）まで
参加資格結果通知	令和7年10月16日（木）まで
事業提案書類の受付	令和7年10月16日（木）～10月31日（金）
面接審査	令和7年11月10日（月）（予定）
指定管理者候補者の選定結果公表	令和7年11月中旬（予定）
双葉町議会での指定議案の議決	令和7年12月中旬（予定）
指定管理者の通知、告示、公表	令和7年12月中旬（予定）
基本協定・年度協定締結	令和8年1月（予定）
指定管理業務開始	令和8年4月1日（水）

※指定管理者の指定は双葉町議会の議決を要することから、議会の承認を得られた後、正式に指定管理者として決定する。

(3) 管理の基準、業務の範囲等

仕様書のとおりとする。

なお、仕様書については、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、町又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上で内容を変更することができる。

3 事業計画及び収支計画

次の収支構造をもとに、実現可能性のある事業計画、収支計画を策定すること。

(収支構造)

指定管理者収入	指定管理者支出
指定管理料、利用料金収入、 その他指定管理者事業収入、 自主事業収入	運営費（人件費、事業費、光熱水費、事務費）、維持管 理費（清掃業務、環境衛生業務、設備保守点検業務）、 修繕費、一般管理費、自主事業経費

(1) 会計年度

管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 収入

① 指定管理料

支出の見込み額から収入見込み額を差し引いた額を、予算の範囲内において、町が指定管理者に支払うもの。その取扱いは、次のとおりとする。

ア 指定管理料は参考基準価格（後述）を上限に、指定管理者から提案された金額を基本として、町と指定管理者で協議の上、決定する。なお、支払い方法と併せて、年度協定書に定める。

イ 町が支払う単年度分（事業年度4月1日から翌年3月末日まで）の指定管理料の参考基準価格は、次のとおりとする。

年 度	参考基準価格
令和8年度	109,169 千円
令和9年度	109,982 千円
令和10年度	111,372 千円
令和11年度	112,730 千円
令和12年度	114,015 千円

ウ 指定管理者の管理の内容に大幅な変更が生じる場合等、指定管理料の変更について、町と指定管理者で協議する。

【参考１】指定管理料の構造

指定管理料 ＝ 「管理に要する支出の見込み額」 － 「収入見込み額」

管理に要する支出の見込み額	収入見込み額
運営費、維持管理費、修繕費、一般管理費	利用料金収入、その他指定管理事業収入

② 利用料金収入

施設を使用する者から利用料金を徴収することができる。なお、その額の設定は、双葉町産業交流センターの設置及び管理に関する条例とその規則（以下「設置条例等」という。）の範囲内で、指定管理者が行う業務を踏まえた上で、町の承認を経て決定する。詳細は、仕様書を参照されたい。

※利用料金制の導入は、貸会議室のみであり、それ以外の施設の使用料収入は、町に帰属するため、指定管理料の算定に影響しない。

③ その他指定管理者事業収入

①及び②で示した収入のほか、本事業において想定される収入（自主事業収入を除く）を指す。補助金や協賛金等は当該収入に該当する。

なお、指定管理者による自動販売機の設置は許可しない。

④ 自主事業収入

自主事業（例：施設でのイベント等）により得た収入を指す。なお、当該収入は指定管理者に帰属し、指定管理料の算定に影響しない。

（３）支出

① 運営費

指定管理者が行う運営にかかる事務費、人件費、事業費、光熱水費を指す。

光熱水費は、入居者負担分を差引き、年間１８，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）と想定し、年度終了後に実費精算する。

※令和１０年度以降は、実費精算を行わず、指定管理者の責任となる。

② 維持管理費

指定管理者が行う施設の維持管理（清掃業務、環境衛生業務、設備保守点検業

務)に伴う経費を指す。

③ 修繕費

施設の建物等の修繕に要する経費を指す。年間1,100千円(消費税及び地方消費税を含む。)と想定し、年度終了後に実費精算する。

④ 一般管理費

指定管理業務に要する本社経費等を計上することができる。

⑤ 自主事業経費

自主事業を実施する際にかかる経費を指す。管理に要する支出でないことから、指定管理料の算定に影響しない。また、指定管理料を当該経費に充てることができない。

(4) その他

① 経理と管理口座

指定管理者の業務に関する収支は、指定管理業務以外の業務に係るものと区分して経理すること。指定管理業務の専用の口座を設けて管理すること。

使用料金の徴収にあたっては、指定管理業務の専用口座の他に専用の口座を設けて管理すること。

② 指定管理業務に係る準備

指定管理者(指定管理者候補者)は、指定管理者に係る選定結果の公表から指定管理期間が開始されるまでの間、引継ぎや採用活動、職員研修等の準備を実施できる。

なお、上記の準備や基本協定の締結等に関する指定管理期間が開始されるまでに要する費用は、指定管理者(指定管理者候補者)の負担とする。

4 応募・申請の手続き

(1) 応募の資格

申請者は、施設の設置目的に基づいて管理業務を円滑に遂行することができる法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)とする。これには、複数の法人等により構成された共同事業体(以下「グループ」という。)を含む。個人での申請はできない。

なお、申請日において、次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等による申請は、これを無効とする。グループで申請する場合、代表団体及び構成団体に次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等がいる場合、グループによる申請を無効とする。

また、申請日以降協定締結までの間においても、次に掲げる事項のいずれかに該当する

こととなったときは、失格とすることがある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用するときを含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- イ 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を受けている法人等
- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- エ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
- オ 国税又は地方税を滞納している法人等
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- ク 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等
- ケ 次の各号に該当する者が役員となっている法人等
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）グループでの申請

サービスの向上や効率的運営を図る上で必要なときは、グループによる申請ができる。グループの形態をとるときは、グループに適切な名称を設定し、グループを代表する団体を定めて明記し、次の項目に留意して申請すること。

なお、選定後の協定は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は代表団体を含むグループの構成団体全てが負う。

- ア グループを構成する構成団体は、単独で申請することはできない。
- イ 1つの事業者が、複数の別のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。
- ウ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと町が判断したときは、変更を認めることがある。

その場合は、必要に応じて書類の再提出を求める。

(3) 要項等の配布

① 配布期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月31日（金）まで

② 配布場所

双葉町ホームページ (<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp>)

(4) 図面の確認

図面を配布しますので、希望する場合は、秘密保持に関する確認書（別紙第12様式）と空のCD-Rを下記住所まで持参してください。

① 配布期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月10日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日・祝日を除く）

② 配布場所

双葉町復興推進課商工労政係

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

電話：0240-33-0127

③ 配布図面

ア 意匠図

イ 外構図

ウ 機械設備図

エ 構造図

オ 電気設備図

(5) 質問受付及び回答

① 受付期間

令和7年9月30日（火）まで

② 提出書類

質問書（別紙第1様式）

※質問趣旨を簡潔にまとめて記入すること。また、質問書の提出は、申請を予定する法人等1者につき、1回のみとする。

③ 提出方法

電子メールでのみ受け付ける。

質問書を送付する場合は、事前に電話で連絡を行うこと。

E-mail:fukko@town.futaba.fukushima.jp

④ 質問に対する回答

令和7年10月3日（金）までに、双葉町ホームページにおいて、すべての質問と回答をまとめて掲載する。

（6）参加表明書類の提出

① 受付期間

令和7年10月10日（金）まで（土日祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出書類

「（8）申請書類の内容 ① 申請に関するもの及び② 事業者に関するもの」のとおり。

③ 提出部数

ア 提出書類を（8）記載の順番に並べ、インデックスで書類名を示してクリップ留めし、正本1部を提出すること。

イ （7）事業提案書類の提出時に、応募に関する全ての書類一式をCD-Rに保存のうえ1枚提出いただくため、各書類をPDF化しておくこと。

④ 提出先

「8 添付書類・問い合わせ先（2）問い合わせ先」のとおり。

⑤ 提出方法

申請書類を作成の上、上記提出先まで郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、期限までの必着とし、記録が残る方法で郵送すること。

また、持参する者は、申請者である法人等（グループで申請する場合は構成団体のいずれか）に所属する者であることとする。

⑥ 参加資格結果の通知

令和7年10月16日（木）までに、（1）応募の資格を満たしているかを確認し、

その旨を文書にて通知する。応募の資格を満たしている場合にのみ、(7) 事業提案書類の提出ができる。

(7) 事業提案書類の提出

① 受付期間

令和7年10月16日(木)から令和7年10月31日(金)(土日祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出書類

「(8) 申請書類の内容 ③ 事業提案に関するもの」のとおり。

③ 提出部数

ア (8) ③ア事業提案書類提出届(別紙第8様式)については正本1部、それ以外の提出書類はインデックスで書類名を示してクリップ留めし、正本1部、副本10部を提出すること。

イ (8) のうち、全ての提出書類をPDF化し、CD-Rに保存のうえ1部提出すること。

④ 提出先

「8 添付書類・問い合わせ先(2) 問い合わせ先」のとおり。

⑤ 提出方法

申請書類を作成の上、上記提出先まで郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、期限までの必着とし、記録が残る方法で郵送すること。

また、持参する者は、申請者である法人等(グループで申請する場合は、代表団体を含む構成団体のいずれか)に所属する者とする。

(8) 申請書類の内容

申請書類は、双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成18年双葉町規則第5号)第3条に定める申請書、事業計画書、書類を含めた次に掲げる書類等を提出すること。任意のものを除き、様式については「双葉町産業交流センター指定管理者の指定に係る公募型プロポーザル様式集ー」(以下「様式集」という。)に定められているため、確認されたい。なお、このほか追加資料の提出を求めることがある。

① 申請に関するもの

※エ及びオについては、グループで申請する場合にのみ提出を求める。

ア 指定管理者公募参加表明書(別紙第2様式)

- イ 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- ウ 指定管理者指定申請者連絡先（別紙第 3 様式）
- エ 共同事業体構成書（別紙第 4 様式）
- オ 共同事業体協定書兼委任状（別紙第 5 様式）

② 事業者に関するもの

※定めのあるものを除き、様式は任意であるが、可能な限り A 4 サイズとする。

※グループで申請する場合、代表団体及び構成団体ごとに作成・提出すること。

※カ及びクは、申請日の 3 か月以内に発行されたものを使用すること。

ア 誓約書（別紙第 6 様式）

イ 指定管理者指定申請者役員名簿（別紙第 7 様式）

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの（法人のときは、登記事項証明書を含む。法人でない団体のときは、代表者の身分証明書を含む。）

エ 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに準ずるもの

オ 申請日の属する事業年度の前年度の収支計算書（損益計算書）、貸借対照表及び事業報告書又はこれらに準ずるもの

※損益計算書においては、事業別売上の明細、事業別売上原価の明細、販売費及び一般管理費の明細を付けること。貸借対照表においては、主要科目の明細を付け、主な変動の推移について理由を記載すること。

カ 国税及び地方税の納税証明書（未納の税額がない証明）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（法人でないときは、団体の代表者のもの）

※地方税（都道府県税及び市区町村税）については、本社所在地における納税証明書を提出すること。

キ その他決算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表など。作成している場合に限る）

ク 印鑑証明書

ケ 設立趣旨、事業内容等団体の概要を記載したもの（パンフレット等）

③ 事業提案に関するもの

※ウ及びエの作成については、様式集「2 事業提案書類の提出要領」を参照されたい。

ア 事業提案書類提出届（別紙第 8 様式）

イ 双葉町産業交流センター事業提案書（表紙）（別紙第 9 様式）

ウ 事業計画書（第 2 号様式）

エ 事業計画書 別紙（任意様式）

オ 管理に係る収支計画書（第3号様式）

※2（1）に記載する指定期間について、3（1）に定める会計年度に応じて、年度ごとに作成すること。

カ 指定期間内収支計画書（別紙第10号様式）

5 選定方法

（1）選定の方法

双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、双葉町公の施設指定管理者候補者選定審査会を設置し、指定管理者候補者を選定する。具体的な方法は、別紙「双葉町産業交流センターに係る指定管理者候補者選定方法及び選定基準」のとおりとする。

なお、面接審査として、提出された事業提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり開催する。具体的な日時及び開催場所は、参加資格結果の通知以降、別途案内する予定である。

ア 面接審査の日時

令和7年11月10日（月）時間未定（予定）

イ 面接審査の開催場所

双葉町役場

（2）選定の基準

別紙「双葉産業交流センターに係る指定管理者候補者選定方法及び選定基準」のとおりとする。

（3）選定結果の通知から指定管理者の指定まで

① 選定結果の通知

選定結果については、申請者（グループで応募したときは代表団体）の全てに文書で通知するとともに、指定管理者候補者、次点指定管理者候補者については、双葉町ホームページに掲載する。

② 管理業務の細目に係る協議

選定結果の通知後、町は、指定管理者候補者と提案内容の実現に向けた管理業務の細目の協議を行い、提案の趣旨や指定管理料に大きく影響しない範囲で、必要に応じて提案内容の修正を求めることがある。

指定管理者候補者との協議が成立しないとき又は協議において提案の実現の可能

性が著しく低いと判断したときは、次点指定管理者候補者となった申請者と提案内容の実現に向けた細目の協議を行う。

なお、選定結果通知後の指定の辞退については、町に生じた損害の賠償を求めることがある。

③ 指定

指定管理者候補者については、双葉町議会における議決を経た後に、町長が指定管理者として指定する。

6 申請にあたっての留意事項

(1) 費用の負担

申請手続に必要な費用は、申請者の負担とする。

(2) 内容変更

提出された書類等は、軽微なものを除きその内容を変更することはできない。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出された申請書類は、指定管理者候補者の選定以外の目的には使用しない。

イ 提出された申請書類は、指定管理者候補者選定作業に必要な場合は複製することがある。

ウ 本要項及び選定委員会が求める内容以外の書類については、受理しない。

エ 1つの法人等につき、応募は1件とし、複数の応募はできない。グループで申請する代表団体又は構成団体が、それぞれ単体で申請することや別グループの代表団体又は構成団体として申請することも不可とする。

オ 提出された書類は返却しない。

カ 提出された申請書類は、原則、非公開とする。ただし、双葉町情報公開条例（平成11年双葉町条例第16号）の規定に基づき、開示請求の対象となる可能性がある。

(4) 選定対象除外

「4 応募・申請手続き（1）応募の資格」に記載する失格要件のほか、次の各号に該当する場合も失格とすることがある。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期間、提出部数に適合しない場合

- イ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 申請書類に虚偽の内容が記載される場合
- エ 指定管理料の積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合、又は、積算の内容が法令等の規定に抵触している場合等
- オ 面接審査に正当な理由なく欠席した場合
- カ 審査関係者と認識しながら、その者に審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- キ その他の不正行為があった場合

(5) 申請の取下げ

申請者は、参加表明書を含む申請書類の提出以降、面接審査の前日までの任意の時点において、申請を取り下げることができる。その場合、速やかに指定管理者指定申請取下げ届（別紙第11様式）を提出すること。

(6) 町が提供した資料の取扱い

町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、町の承認を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

7 その他

(1) 協定の締結

町と指定管理者は、管理業務の細目についての協議に基づき、指定期間を通じて基本的な事項を包括的に定めた「基本協定書」と、年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定書」を締結する。

協定締結までの間に、指定管理者（指定管理者候補者）が次の項目に該当していることが判明したときは、町は協定を締結しない。

- ア 本要項に違反又は著しく逸脱したとき
- イ 提案に虚偽の内容が含まれていたとき
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき
- エ 双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けたとき
- オ その他不正行為があったとき
- カ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき
- キ 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として相応しくないと認められたとき

(2) モニタリングの実施

① モニタリングの実施

町は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価（モニタリング）を行う。

指定管理者は、町が実施するモニタリングに協力しなければならない。

② モニタリングの結果

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、町は指定管理者に対して改善事項の指示やその他必要な協議を行う。

(3) 指定の取消し等

ア 指定管理者が町の指示に従わない場合や、個人情報等の取扱い等、町が定めた業務内容を継続して遂行することができないと認められた場合は、町が是正勧告を行い、改善がみられない場合、指定期間中であっても指定を取り消すことができる。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な管理業務の継続が困難となった場合は、町は指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合は、町が被った損害を指定管理者が賠償する。

ウ 自然災害その他の不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について協議する。その結果、管理業務の継続が困難であると判断した場合は、町は指定管理者の指定を取り消すことができる。

エ 町が指定を取り消した場合には、指定管理者は取り消された日から30日以内に、事業報告書、会計報告書及び利用者数等統計資料を作成し、町に提出しなければならない。

8 添付書類・問い合わせ先

(1) 添付書類

- ア 双葉町産業交流センター指定管理業務仕様書
- イ 別添資料1 施設概要図
- ウ 別添資料2 エリア区分図
- エ 別添資料3 周辺管理区分図
- オ 別添資料4 備品等リスト
- カ 別添資料5 保守点検・清掃・維持管理等一覧

- キ 別添資料6 リスク分担表
- ク 別添資料7 その他の管理や経費に関する分担
- ケ 別添資料8 町指定契約先リスト
- コ 双葉町産業交流センターに係る指定管理者候補者選定方法及び選定基準
- サ 双葉町産業交流センター指定管理者指定に係る公募型プロポーザル様式集
- シ 管理に係る収支計画書（第3号様式）

（2）問い合わせ先

双葉町復興推進課商工労政係（野田、岡本）

〒979-1495

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

電話：0240-33-0127